

教職課程科目表

教職課程科目一覧表／中学校教諭一種免許状（社会）

【経済学部 経済学科】2022年度新入学生より適用

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	*法と社会(日本国憲法)	4	●				
	体育		2	*健康・スポーツⅠ	2	◎				何れかを選択必修
				*健康・スポーツⅡ	2		◎			
	外国語コミュニケーション		2	*英語コミュニケーションⅠ	1	●				
				*英語コミュニケーションⅡ	1	●				
情報機器の操作		2	*情報処理演習Ⅰ	2	●					
			*情報処理演習Ⅱ	2	○					
最低修得単位数の合計			8	合計8単位以上を修得すること						

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理(中高)	2		●			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門(中高)	②		●			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(中高)	②		●			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育と発達の心理学(中高)	2		●			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論(中高)	2			●		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(中高)	②		●			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育的な学習の時間等の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法(中)	2		●			
		総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法(中高)	2			●		
		特別活動の指導法		特別活動方法論(中高)	2			●		
		教育の方法及び技術		教育方法論(情報通信技術の活用含む)(中高)	2			●		
に教育実践に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	10	生徒指導の理論及び方法	2				●		
	生徒指導の理論及び方法									
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談の基礎と方法(中高)							2
に教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ(中高・事前事後)	1			●	●		
	教職実践演習		2	教職実践演習(中高)	2				●	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	28	*日本の歴史	④	●				
		地理学(地誌を含む。)		*外国の歴史	④		●			
		「法律学、政治学」		*地理学(地誌を含む)	④			●		
				*法律学	4		●			
		「社会学、経済学」		*法と人権	2	○				
				*政治学	2	○				
				*経済学	4	●				
				*ミクロ経済学	4		●			
				*国際経済	4		○			
				*労働経済学	4			○		
				*環境経済学	4			○		
				*社会学	2	○				
				*哲学・倫理学	2		○			
				*宗教学	2		●			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	②		●						
	社会科教育法Ⅱ	②		●						
	社会科教育法Ⅲ	②				●				
	社会科教育法Ⅳ	2				●				
大学が独自に設定する科目			4 (注3)	総合演習Ⅰ	2		○			
最低修得単位数の合計			59	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」から計59単位以上を修得すること						

- 印：必修科目 ○印：選択必修科目 ○印：選択科目
- 注1) 「教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目」から合計8単位以上を修得すること。「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」から合計59単位以上を修得すること
- 注2) 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」は、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校免許取得者は4単位以上修得することが定められている。
- 注3) 大学が独自に設定する科目について「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- 注4) *印を付した科目は、卒業単位に算入する。
- 注5) 教育実習Ⅰの事前指導に合格していない場合、教育実習Ⅱは履修できない。
- 注6) 単位数に○印を付した科目について免許教科毎に5科目以上を修得していない場合、教育実習Ⅱは履修できない。
- 注7) 中1種免を取得する場合は、表記されている科目の他に、介護等体験特例法に規定された7日間以上の介護等体験証明を必要とする。
- 注8) 履修カルテの課題を所定の時期までに達成すること。